平成２５年（フ）第１３００号
大阪府松原市東新町３丁目６番５号、前住所大阪市住吉区庭井１丁目13番23号
破産者　山本　邦幸
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１０号
大阪市都島区網島町12番11―717号
破産者　武田　智子（旧姓濱口）
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１４号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―201号
破産者　谷山敏一こと　康　　敏一
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２０号
大阪市港区八幡屋１―10―17　ティグレ21―502号室、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中５丁目５番31―205号
破産者　瀧本　保彦
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２１号
大阪市港区八幡屋１―10―17　ティグレ21―502号室、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中５丁目５番31―205号
破産者　瀧本さち子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５７号
大阪府守口市大宮通３丁目15番３号
破産者　奥田　　覚
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９０号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―403号
破産者　林　　智昭
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０９号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツⅡ202号
破産者　塚本　圭子
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８０号
大阪府富田林市高辺台２―19―21、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番６―309号
破産者　ＡＴＳ研究所こと　植木　正博
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
広島市南区東本浦町９番12―302号
破産者　巽　千鶴代
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
愛媛県今治市南日吉町３丁目２番26号、前住所愛媛県西条市古川甲322番地１　エスポワール古川307号、前々住所大阪府東大阪市若江本町１丁目５番21号
破産者　谷　　英範
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７３９号
北九州市八幡西区楠木２丁目17―17楠木荘205、住民票上の住所北九州市八幡西区竹末１丁目５番20号
破産者　矢野　孝志
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１号
大分県別府市大字南立石1774番地の１
破産者　岡本　好雄
1　決定年月日　平成25年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
青森市旭町１丁目２番18号　松山アパート２階５号室、住民票上の住所青森市大字浪館字前田41番地18
破産者　杉浦　吉彦
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
群馬県利根郡昭和村大字貝野瀬984番地
破産者　根岸　義満
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
埼玉県本庄市小島南１丁目11番44号　小島南ハイツ101
破産者　中村　和稔
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６２６号
横浜市緑区上山２丁目８番５―208号
破産者　内村　清人
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４２号
横浜市西区東久保町３番14号
破産者　井上みえ子
1　決定年月日　平成25年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部